千葉県のうち鎌ヶ谷市	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十二キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、次に

千葉県のうち浦安市	同時に給油することができる自動車の数が三以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

の次に

千葉県のうち四街道市	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十二キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、次に

千葉県のうち八街市	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

の次に

千葉県のうち印西市	同時に給油することができる自動車の数が八以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上

	五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
千葉県のうち富里市	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、次に

千葉県のうち南房総市	同時に給油することができる自動車の数が四以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

の次に

千葉県のうち匝瑳市	同時に給油することができる自動車の数が八以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十二キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、次に

千葉県のうち山武市	同時に給油することができる自動車の数が八以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十九キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

の次に

千葉県のうち大網白里市	同時に給油することができる自動車の数が八以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上

を、